

平成16年（行ウ）第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

## 文書送付嘱託申立書

2007（平成19）年5月18日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	菅	野	泰
同	廣	瀬	理夫
同	中	丸	素明
同	植	竹	和弘
同	拝	師	徳彦
同	及	川	智志
同	島	田	亮
同	山	口	仁

原告らは、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

## 第1 文書の表示

別紙「利根川上流管内浸水予定区域検討業務報告書（平成16年度）」（抄）の氾濫区域の計算に用いた、八斗島地点上流部の氾濫箇所・氾濫箇所別氾濫流量・氾濫区域・洪水調節施設の調節効果のデータ等、八斗島地点上流部の流出計算の基礎資料及び計算過程の記載された文書

## 第2 文書の所持者

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省

電話 03-5253-8111

（担当課）

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局河川部河川計画課流域治水係

電話 048-601-3151

## 第3 立証の趣旨

昭和22年の実績降雨を与え、現況（平成16年当時）の断面、現況の洪水調節施設で流出計算を行った場合、上流部で3500 $\text{m}^3$ /秒の氾濫が起きるとの計算結果を弾劾し、ひいては昭和22年洪水で2万2000 $\text{m}^3$ /秒にはなりえないこと

## 第4 証拠提出の必要性

- 1 本件送付囑託に係る文書（以下「本件文書」という）の内容は、本件ダムの必要性を支える「基本高水2万2000 $\text{m}^3$ /秒」という数値が合理的に算出されたものでないことを明らかにしうるものであり、本件文書は、本件ダムの必要性を判断するうえで重要な証拠

である。

- 2 昭和22年洪水の再来計算について、被告らは、「昭和22年以降の上流部の河川改修・開発等による流出増があるため、カスリーン台風が再来し、昭和22年当時と同じく上流にダムがないという条件で流出量について検討を加えると、八斗島地点における基本高水のピーク流量は2万2000 m<sup>3</sup>/秒となる」とする。

すなわち、基本高水の算出において、「カスリーン台風時の利根川上流域での出水は2万2000 m<sup>3</sup>/秒相当の流量であったが、上流域での氾濫があったため、基準点の八斗島地点での河道での洪水流量は1万7000 m<sup>3</sup>/秒（国の推定値）に止まった」との事実が想定され、その上で、その後の上流域での河道整備等により氾濫流量が減少したため、現時点では、6ダムでの洪水調節がないとすれば、八斗島地点には2万2000 m<sup>3</sup>/秒が流下する、とされているのである。

- 3 ところが、別紙の流量変化図によれば、八斗島地点の洪水ピーク流量は1万6750 m<sup>3</sup>/秒とされ、別紙の補足資料では、その理由を「現況の断面で、現況の洪水調節施設で流出計算を行った場合、上流部で氾濫したうえで八斗島のピーク流量は1万6750 m<sup>3</sup>/秒となる」と説明されている。

仮に、1万6750 m<sup>3</sup>という数値が合理的に算出されたものであるとすると、現況の洪水調節施設（既設6ダム）の洪水調節量は、国土交通省の計算では八斗島で1749 m<sup>3</sup>/秒とされているから、 $2万2000 m^3 - 1749 m^3 - 1万6750 m^3 = 3501 m^3$ という計算により、現在でも、3501 m<sup>3</sup>/秒が利根川の上流域で氾濫すると想定されていることになる。既設6ダムがないとすれば、氾濫流量は、 $1749 + 3501 = 5250 m^3/秒$ となり、国土交通省は、自身の説明に反し、現在でも、昭和22年当時と同程度の大量な氾濫が八斗島上流部で発生することを想定し

ていることになる。

本件文書は、1万6750 m<sup>3</sup>という数値の算出に用いられた基礎資料であるから、その内容が明らかになれば、資料の正確性・計算方法の合理性を検証することにより、昭和22年洪水の再来計算で2万2000 m<sup>3</sup>/秒にはなりえないことを立証することが可能となる。

- 4 以上より、本件文書は、昭和22年の実績降雨を与え、現況（平成16年当時）の断面、現況の洪水調節施設で流出計算を行った場合、上流部で3500 m<sup>3</sup>/秒の氾濫が起きるとの計算結果を弾劾し、ひいては昭和22年洪水の再来計算で2万2000 m<sup>3</sup>/秒にはなりえないことを立証しうる重要な証拠であり、本件ダムの必要性の判断に資すると考えるから、本件申立に及んだ。

以上